（別紙１）

応 募 資 格 に 関 す る 確 認 書

１　確認事項

「笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地の農地貸付募集案内」の５の応募資格に関すること	①　応募資格エ）について	農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項の規定により笠岡市が定める地域計画のうち目標地図に担い手として位置付けることができる者（※）であること。 はい　・　いいえ
		※該当にチェックすること。 □ 認定農業者　□ 認定新規就農者　□ 農業法人 □ 笠岡市基本構想の目標水準を満たす農業者 □ その他（　　）
	②　応募資格オ）について	給水栓は圧力が低く、十分な水圧が得られないこと、また、借受地に対して個別設置されてはいないため、共同使用となることについて同意すること。 はい　・　いいえ
	③　応募資格カ）について	粗飼料基地における粗飼料又は農作物の栽培において、過去の借受けで応募資格及び貸付条件を遵守していること。 はい　・　いいえ　・　該当なし
	③　応募資格キ）について	貸付地の土壌調査、雑草の刈取り、作付物の撤去などの負担及び調整は、県では一切行わない。貸付地は現状有姿での引き渡しとなることについて同意すること。 はい　・　いいえ
	④　応募資格ケ）について	地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者でないこと。 はい　・　いいえ
	⑤　応募資格コ）について	岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第３号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 はい　・　いいえ
	⑥　応募資格サ）について	民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 はい　・　いいえ
	⑦　貸付条件について	募集案内の「３ 貸付条件」を遵守すること。 はい　・　いいえ